

# 委員会概要

## 研究対象

- ・登録後の諸問題、判例(侵害、審取)研究！
- ・特許制度の在り方、意見発信、政策提言！

特許庁

特許第2委員会

裁判所・裁判官

弁護士

30代～50代の総勢59名(59社)  
自己成長、人脈形成！

- ・裁判で上手に勝つ方法の体得！（裁判所、特許庁、弁護士との意見交換）
- ・メンバーのレベルアップ！（弁護士とのコラボレーション検討会）

## 先使用権 —いかに備えておくか？— 第1小委員会

### ■企業アンケートと裁判例からみえる先使用権を巡る課題と解決策を検討

#### ●先使用権の確保に向けた企業の取り組み

- ・『先使用権制度の円滑な活用に向けて』が一定の指針
- ・企業の悩み～証拠管理ルールの方策定&実行の負荷大、対効果 etc.

#### ●裁判所の先使用権判断傾向

認容	53%
否認容	47%

\*判決日 平成20年1月1日～平成30年5月14日

先使用権の活用等に際しての  
留意事項と対応策の提言に向け検討中！

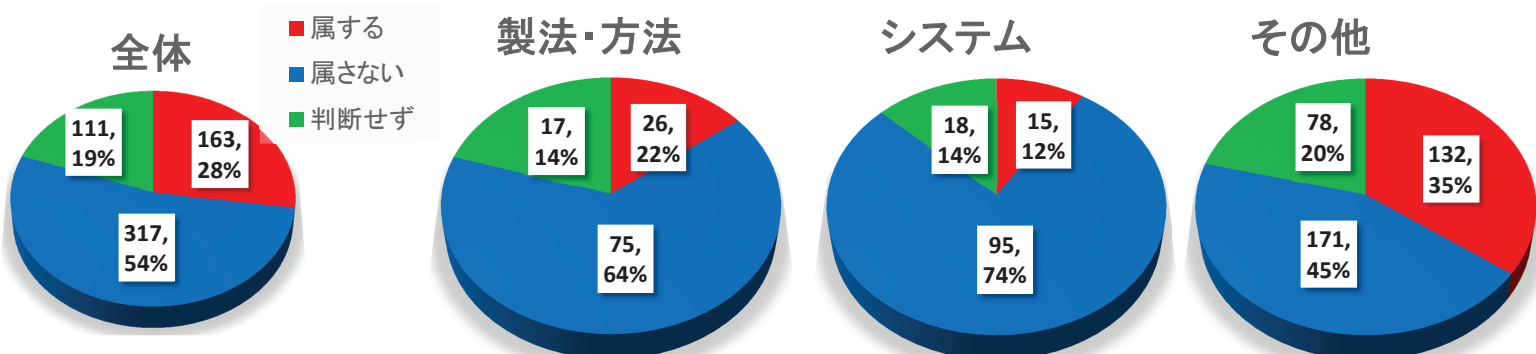
#### ●裁判での争点化ポイント

知得ルート	8件
発明の完成	14件
実施／準備	34件
実施形式／変更	26件
その他	3件

## 証拠・立証 —侵害をうまく立証するには？— 第2小委員会

### ■侵害の発見・立証が難しい特許において、訴訟で用いられた証拠を調査

侵害の立証が困難と言われているケース(製法・方法、情報処理システムなど)でも侵害訴訟において充足が認められている事例が多数存在する。



どのような証拠が用いられたのか調査し、十分な立証を果たすために留意すべきことや工夫すべきこと、権利形成段階で留意しておくべきこと等について提言することを目指す。

■ 異議申立の結果に権利の性質、申立の情報がどのような影響を与えるか？

- 調査観点 2018年5月～ 837件(暫定)を調査
- 【権利の性質】 ・情報提供 ・早期審査 ・分割出願
- 【申立の情報】 ・非特許文献の提出 ・実験成績証明書の提出 etc
- 調査項目 ・根拠条文 ・取消理由率、取消率/維持率

調査観点	割合/全体	取消理由率(対比) <sup>※2</sup>	維持率	注目点
情報提供	27%	74%(75%)	83%	記載不備採用率高し
早期審査	24%	73%(76%)	89%	影響なし
分割出願	16% <sup>※1</sup>	70%(75%)	91%	分割出願の異議率高し

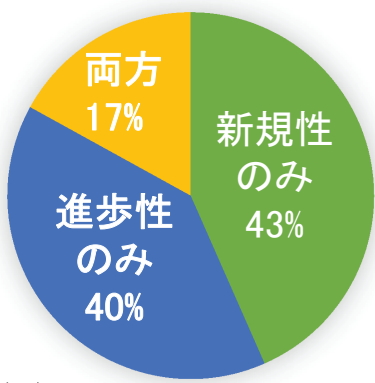
【今後の観点】  
 ・実験成績書の影響  
 ・非特許文献の影響  
 ・調査期間の拡大

※1 参考:2012年～2013年の出願全体の分割出願割合:7%弱 ※2 対比:それぞれの調査観点が実施されていないもの

公然実施 — 公然実施品で無効主張するには — 第4小委員会

■ 公然実施の特殊性に基づいた判決の傾向/実務上の留意事項について検討

- 公然実施品を用いて新規性のみならず進歩性についても判断されている！
- 公然実施品からどうやって進歩性欠如を主張している？
  - ✓ 刊行物公知の進歩性判断手法と同じ？違う？
  - ✓ 公然実施品と副引例とを組み合わせる動機付けは認定されている？
- 公然実施品の実施主体や証拠の質(直接/間接証拠)は裁判所の判断に影響？



特許権者/無効主張者の立場から提言すべく検討しています！！

期間: H20/1/1～H30/4/30

水際取締り — 税関における輸入差止制度 — 第5小委員会

■ 特許権者と輸入者の権利の衡平について調査し、より良い制度を提案する。

